

名古屋市告示第268号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 7年 5月22日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
一般社団法人日本 福祉協議機構 名古屋市天白区井 の森町 232番地の 1	季楽指定特定相談 支援事業所春風 名古屋市緑区平子 が丘 607番地	特定相談支援	2338500115	令和 7年 1月31日
		障害児相談支 援	2378500108	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課